

新型コロナウイルス関連情報

(ポルトガル全土における「緊急事態宣言」下の措置について)

令和2年9月14日

ポルトガル政府は、9月15日以降ポルトガル全土（島嶼部自治州を除く）が「緊急事態宣言」下となることを踏まえ、以下の措置を決定しましたのでご留意ください。なお、この措置は、同月30日23時59分まで有効です。

1 「緊急事態宣言」下のポルトガル全土（島嶼部自治州を除く）

- ・公道や施設内での人の集まりの制限は10名までとする（家族は例外）
- ・商業施設の開店時間は午前10時以降とする（一部例外あり）。閉店時間については、保健当局及び治安当局の見解を踏まえ、各自治体の長が午後8時から午後11時の間で決定することを原則とする。

- ・サービスエリアや給油所でのアルコール飲料の販売禁止
- ・午後8時以降、スーパー等小売店でのアルコール飲料の販売禁止
- ・午後8時以降、レストランやバーの野外スペースでのアルコール飲料の飲用禁止
- ・スポーツ試合は無観客試合を継続する。

（以上の措置は15日以前から「緊急事態宣言」下にあったリスボン首都圏では既に適用中。15日以降はポルトガル全土が対象となります。）

- ・学校の周辺（300m以内）にあるカフェやレストランでの人の集まりは最大4名までとする。
- ・商業施設内のフードコートでの人の集まりは最大4名までとする。

2 リスボン首都圏及びポルト市を対象とした制限措置

勤務者をグループ分けし、テレワークと通常勤務体制のローテーションとする他、時差通勤及び異なる昼食時間を設けることで接触機会を抑える。

3 マデイラ自治州及びアソーレス自治州

各自治州は異なる措置を導入していますので、最新の情報を入手するようご注意ください。

- ・マデイラ自治州

<https://www.madeira.gov.pt/>

- ・アソーレス自治州

<https://covid19.azores.gov.pt/>

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email:consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>